

はじめに

本資料は財務省「令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



06

防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 法人税



防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、防衛特別法人税(仮称)が創設されます。

— 解説 —

【防衛特別法人税(仮称)の概要】

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、当面の間、防衛特別法人税を課されることとなります。

【税額の計算方法】

$$(基準法人税額 - 500万円) \times 4\% = \text{防衛特別法人税}$$

- ・防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額(課税標準)に4%の税率を乗じて計算した金額とします。
- ・課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額の年500万円を控除した金額とします。
- ・基準法人税額は、次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額とします。
 - ・所得税額の控除
 - ・外国税額の控除
 - ・分配時調整外国税相当額の控除
 - ・仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
 - ・戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
 - ・控除対象所得税額等相当額の控除

【繰戻還付の計算方法】

$$\text{法人税の還付金額} \times 4\% \times (\text{基準法人税額} - 500万円) \div \text{基準法人税額} = \text{防衛特別法人税に係る還付金額}$$

法人税につき欠損金の繰戻還付がある場合には、法人税の還付の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額が併せて還付されます。

適用時期

防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
※防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます。

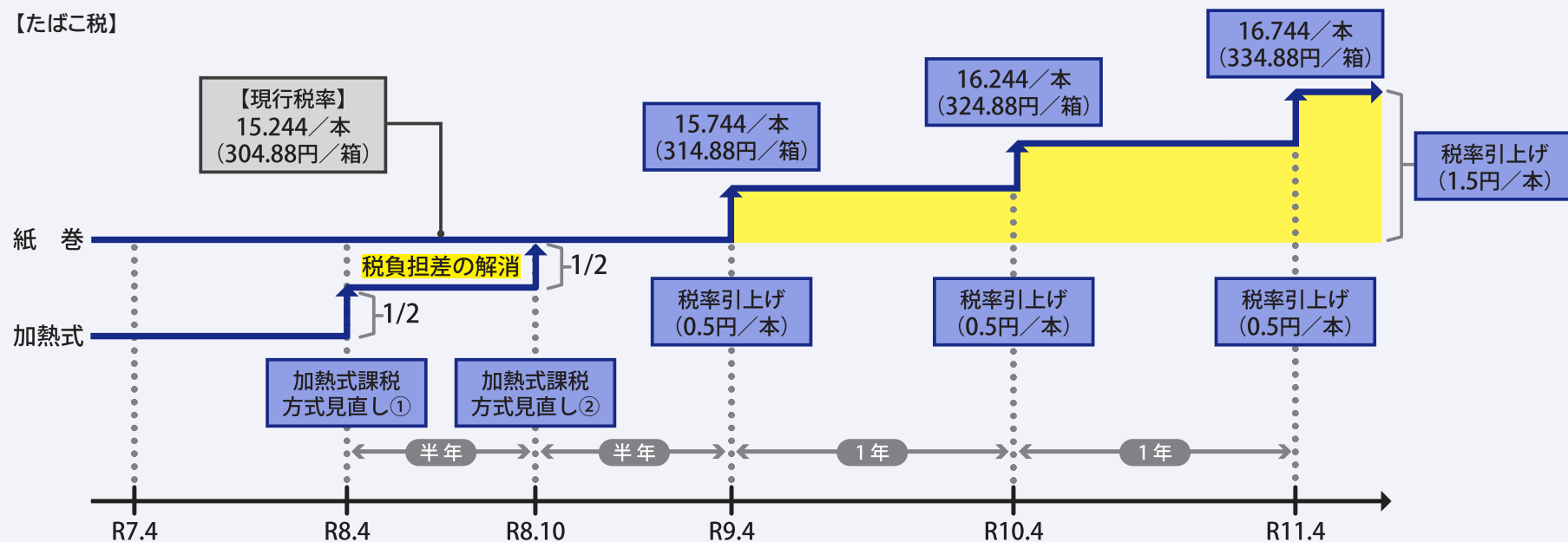
防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 たばこ税



- ・ 加熱式たばこの課税の適正化については、**二段階**(令和8年4月及び令和8年10月)で実施されます。
- ・ 国のたばこ税率は、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ**0.5円/1本**、引き上げることになります。

— 解説 —

【たばこ税】



【備考】

- ・ 上記の税率は、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額であるが、税率引上げは国税のみ。
- ・ 加熱式たばこの課税方式について、現行の価格要素を廃止し紙巻きたばこへの換算値である、分母の重量を0.4gから0.35gに変更。
※ただし、1本の重量が0.35g未満の場合、紙巻きたばこ1本に換算＝最低課税の仕組みの導入